

沼田市水道料金  
あり方検討委員会  
(第5回)

令和6年9月27日

沼田市都市建設部上下水道経営課

目次

- 1 前回までのまとめ
- 2 答申（案）
- 3 今後のスケジュール

# 1 前回までのまとめ

## 1-1 沼田市水道事業の沿革

大正14年	供用開始（沼田町：県内では高崎市に次ぐ2番目、全国でも50番目）
昭和29年	市制施行開始（沼田町、利南村、池田村、薄根村、川田村の1町4か村合併） ※4村はいずれも簡易水道事業
昭和39年～ 昭和59年	料金改定×6回（基本料金120円/月→750円/月） 施設（浄水場）拡張工事实施
平成5年	前回料金改定（基本料金750円/月→800円/月）
平成17年	市村合併（沼田市、利根村、白沢村の1市2村） ※2村は共に簡易水道事業
令和6年	現 在

※料金については、平成元年、平成9年、平成26年、令和元年にそれぞれ消費税分の値上げあり。

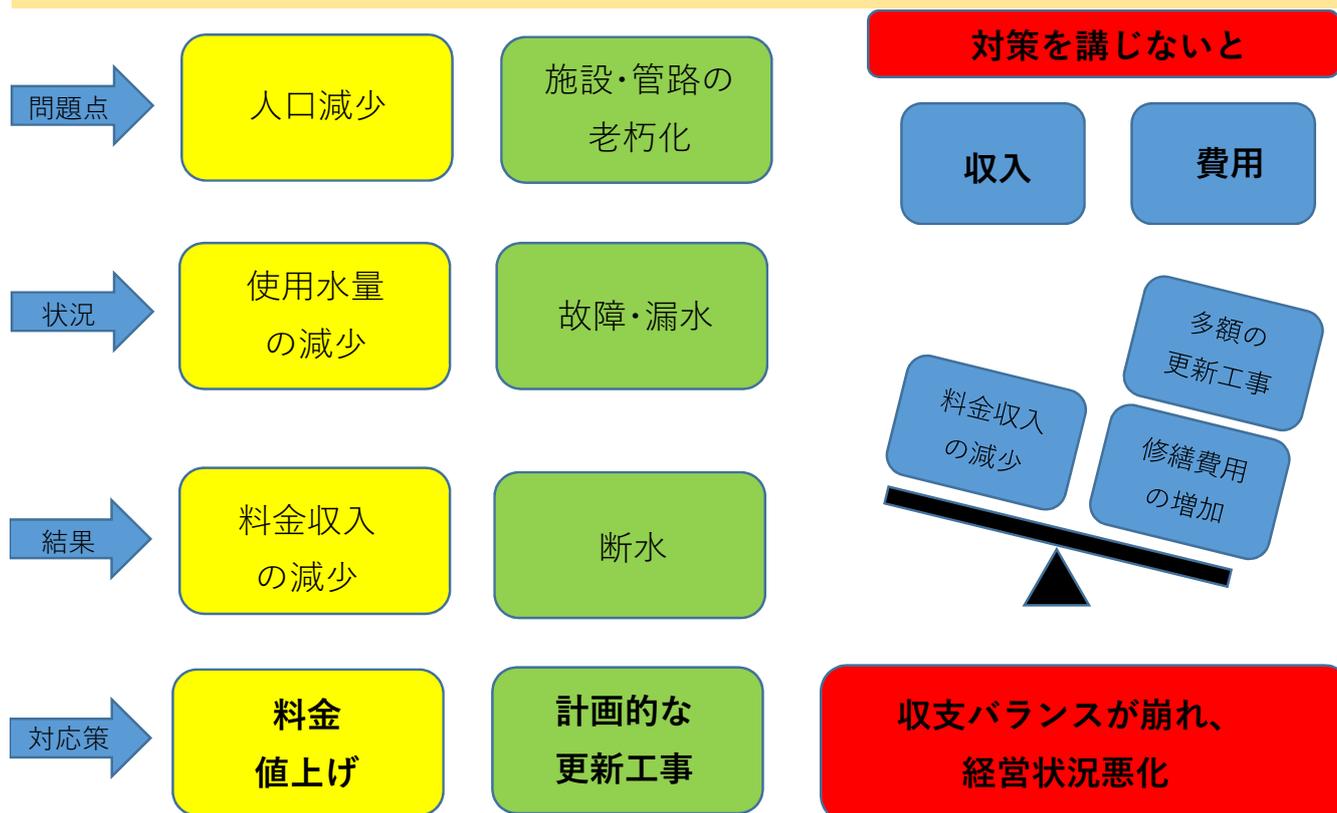
## 1 - 2 現行の水道料金

用途	料金 水量	基本料金 (1か月につき)		(税別) 超過料金1立方 メートルにつき
		水量	料金	
一般用	8立方メートル		800円	120円
営業用	10立方メートル		1,000円	120円
浴場営業用	200立方メートル		4,900円	40円
臨時用	1立方メートルにつき		120円	—

※基本料金種別・・・用途別、従量料金種別・・・均一型

市町村水道料金比較での一般的な指標である「一般家庭用（口径13mm）で1か月に20m<sup>3</sup>使用での料金（税込）」において、本市は2,510円であり、全国平均を807円、県内平均を44円下回っており、県内他市との比較では平均的な水準となっています。（令和4年度末現在）

## 1 - 3 沼田市水道事業が直面している問題点



## 1 - 4 事業継続運営における課題

沼田市水道事業においては、今後、浄水場施設の更新により多額の費用が必要となるが、人口減少により料金収入も減り続けるため、減価償却の始まる令和13年頃からは大幅な赤字決算が見込まれている。

安全で安心した水道水の供給を続けるための施設更新・維持管理を行っていくためには、安定した経営状況（黒字経営）を維持していく必要があります。

(単位：千円)



このまま対策を講じないとこんな問題が・・・

☑施設更新財源の不足 ☑漏水や断水の増加 ☑借金依存による将来世代への負担増等

## 1 - 5 水道事業の会計（企業会計）

水道事業会計は企業会計方式となっており、「収益的収支」と「資本的収支」の二本立てになっています。

### 収益的収支 = 損益取引（維持管理）

水道水を作り、各家庭にお届けするための経費と財源

【収益】水道料金、水道加入金等

【費用】水道施設運営・維持管理経費（動力費、修繕費等）

### 資本的収支 = 資本取引（施設整備）

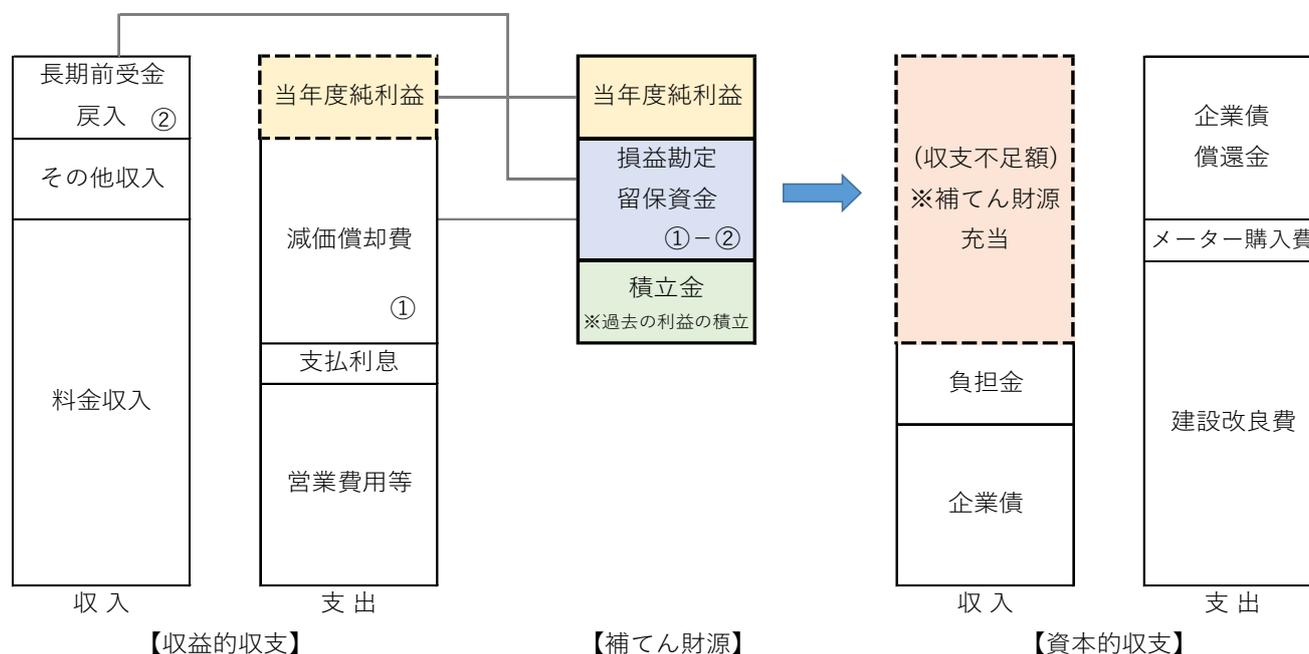
水道施設を整備・改良するための経費と財源

【収益】企業債、工事負担金、国庫補助金等

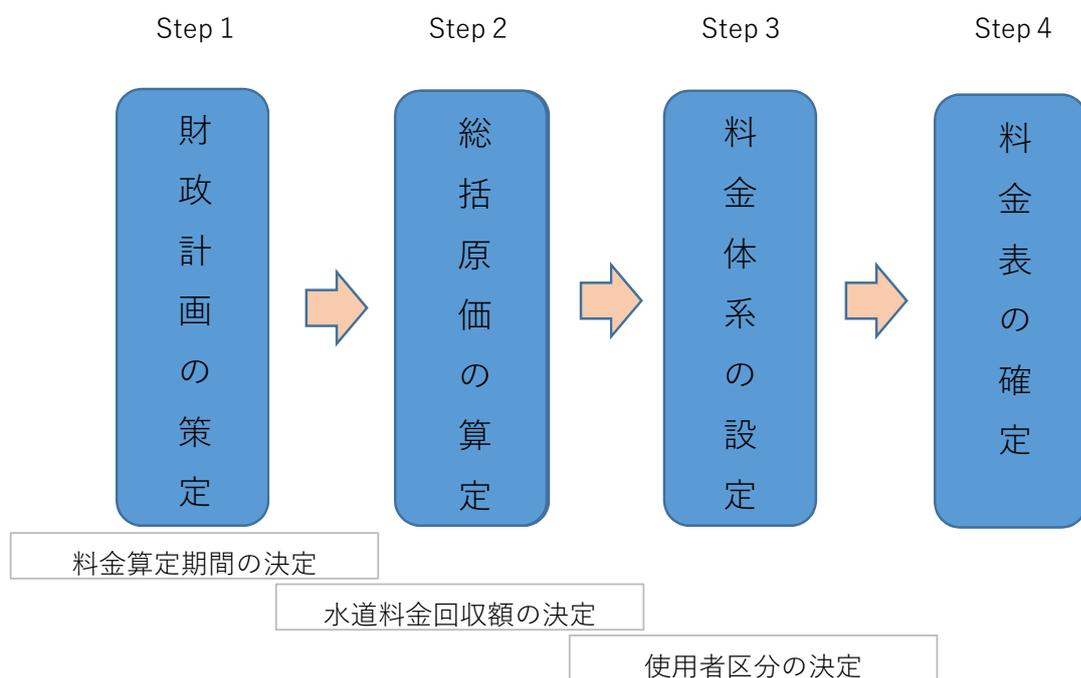
【費用】工事請負費、水道メーター購入費、企業債元金等

## 1-6 補てん財源のしくみ（資金フロー）

資本的収支の不足額は、下記の図のように「当年度純利益」、「損益勘定留保資金」、「積立金」などで補てんします。



## 1-7 料金算定プロセス



## 1-8 検討事項① 口径別と用途別の選択

### 口径別（流量比）

13mm(1.00)
20mm(2.51)
30mm(4.02)

口径毎に基本料金設定

### 用途別

13mm
20mm
30mm

（用途毎に基本料金設定）  
用途が同じなら同一料金

使用可能水量（メーター口径）に応じて基本料金を設定する手法。

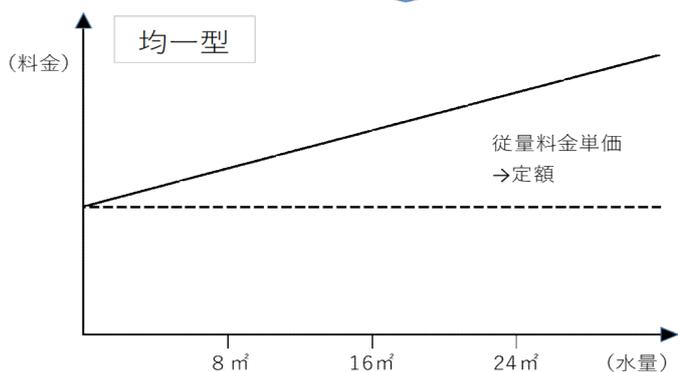
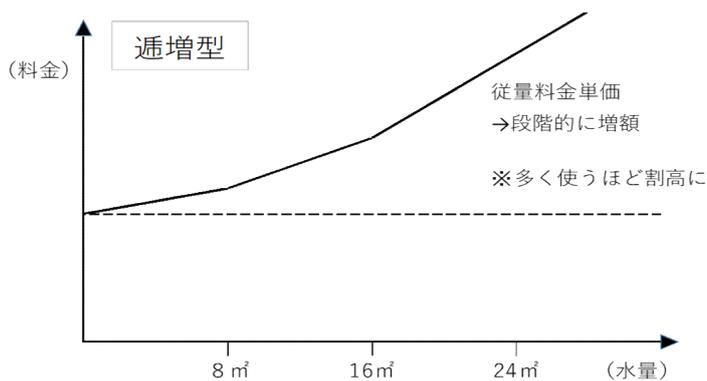
口径が小さいほど少ない料金となる。

用途（家庭用・営業用等）に応じて基本料金を設定する手法。

口径の大きさにかかわらず用途が同じなら同一料金。

※現行採用

## 1-9 検討事項② 均一型と逡増型の選択



### 水道拡張の時代

水資源確保の観点から、従量料金を段階的に引き上げて、大口利用者の使いすぎを抑制していた。

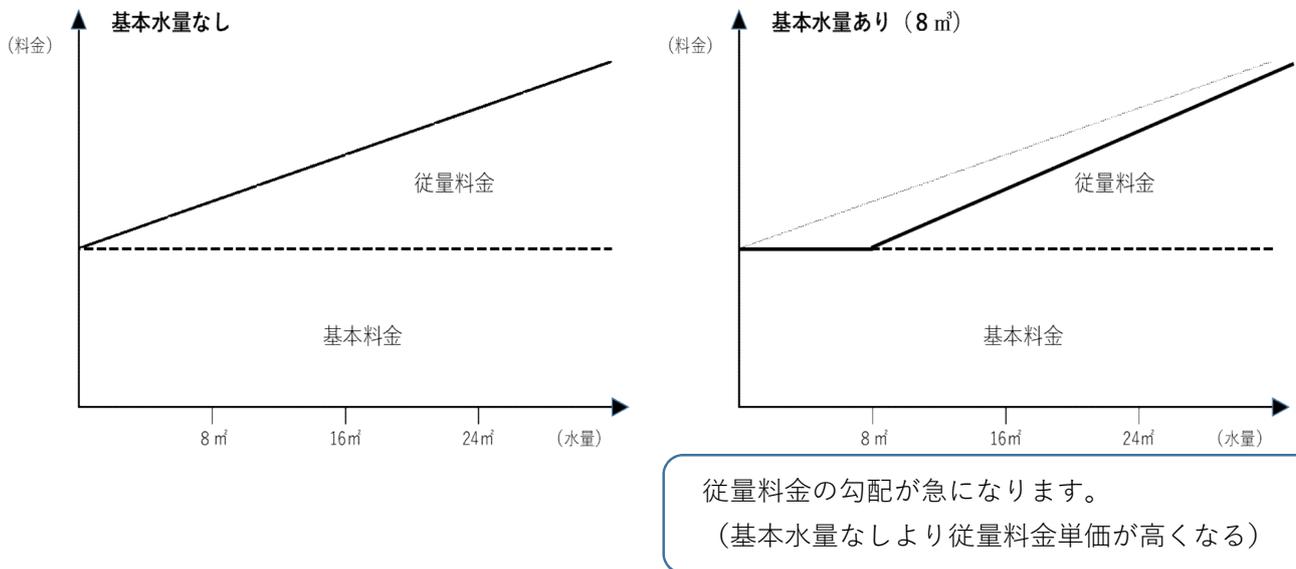
### 現在

水需要が減少し、供給能力も確保されており、負担公平性の観点から均一型が望ましい。

均一型の継続で検討

## 1-10 検討事項③ 基本水量の有無の選択

「基本水量」とは、基本料金として徴収される料金の中に含まれる使用水量分のことです。



公衆衛生上の観点から水需要を促進するという当初の役割はすでに終わっているものの、少量使用者（基本水量以下）への負担を考慮し当面は継続を検討。

## 1-11 シミュレーションフロー

### ①算定要領を基に算出

口径別体系において基礎となる料金を算出し、料金増減率を把握

### ②基本パターン確認（※基本となる料金体系）

暫定的に均一型、基本水量8m<sup>3</sup>/月で改定後の料金体系を確認

### ③パターン比較検討

基本パターン確認により出された意見を基に複数の料金体系を比較検討

## 1-12 答申案として採用する料金体系

(税抜)

口径	基本料金(月額)
13mm	1,010円
20mm	1,600円
25mm	2,290円
30mm	2,990円
40mm	4,500円
50mm	6,820円
75mm	14,500円
<b>従量料金</b>	<b>150円/m<sup>3</sup></b>

「水道料金算定要領（日本水道協会）」に従い、「水道事業経営戦略」において試算された数値で通常算定した基本パターンと改定率等を調整した複数のパターンを比較検討し、小口径利用者・大口径利用者の増加率のバランスのよい左記料金体系を答申案として採用。  
(改定率28%)

### ●利用者群への影響確認

【改定前・改定後月額比較】

口径	使用水量	改定前	改定後	上昇額	増加率	利用者 件数	利用者 割合	備考
13mm	8m <sup>3</sup>	850円	1,010円	160円	<b>18.8%</b>	10,258	89.5%	一人暮らし
13mm	15m <sup>3</sup>	1,690円	2,060円	370円	<b>21.9%</b>	10,258	89.5%	13mm平均
13mm	18m <sup>3</sup>	2,050円	2,510円	460円	<b>22.4%</b>	10,258	89.5%	夫婦世帯
13mm	20m <sup>3</sup>	2,290円	2,810円	520円	<b>22.7%</b>	10,258	89.5%	市町村比較
13mm	36m <sup>3</sup>	4,210円	5,210円	1,000円	<b>23.8%</b>	10,258	89.5%	四人家族世帯
20mm	25m <sup>3</sup>	2,930円	4,150円	1,220円	<b>41.6%</b>	837	7.3%	20mm平均
25mm	50m <sup>3</sup>	5,935円	8,590円	2,655円	<b>44.7%</b>	184	1.6%	25mm平均
30mm	70m <sup>3</sup>	8,415円	12,290円	3,875円	<b>46.0%</b>	58	0.5%	30mm平均
40mm	110m <sup>3</sup>	13,260円	19,800円	6,540円	<b>49.3%</b>	70	0.6%	40mm平均
50mm	210m <sup>3</sup>	25,480円	37,120円	11,640円	<b>45.7%</b>	47	0.4%	50mm平均
75mm	590m <sup>3</sup>	71,960円	101,800円	29,840円	<b>41.5%</b>	3	0.1%	75mm平均

※税抜、改定前料金はすべて一般用でメーター使用料を含めて算定。

## 2 答申（案）

### 2-1 答申内容（方針）

委員会での協議結果を踏まえ下記の考えにより作成。

給水人口の減少が見込まれる中、浄水場の更新事業を控え、将来にわたり安定した経営を継続するためには、水道料金の値上げが必要である。

#### ①料金改定率

→沼田市水道事業経営戦略における収支見通しや市民経済への影響を勘案し、**28%**とする。

#### ③従量料金

→**均一型を継続する**。ただし、時代情勢を見極め、過度な負担増加とならないよう考慮し設定。

#### ②料金体系

→**用途別から口径別へ変更**。基本料金については、各口径の維持管理費や使用水量に応じた適正な口径別単価を設定。

#### ④基本水量

→少量使用者への負担軽減等を考慮し、**現行の8 m<sup>3</sup>/月で継続**。

## 2-2 答申内容（料金表）

（税抜）

用途	量水器口径	基本料金 （1か月につき）	従量料金（1立方メートルにつき）	
			8立方メートルまで	9立方メートル以上
一般用	13ミリメートル	1,010円	0円	150円
	20ミリメートル	1,600円		
	25ミリメートル	2,290円		
	30ミリメートル	2,990円		
	40ミリメートル	4,500円		
	50ミリメートル	6,820円		
	75ミリメートル	14,500円		
臨時用	—	—	1立方メートルにつき	150円

消火栓使用料・・・演習用1栓10分間につき500円

## 2-3 答申内容（附帯意見）

委員会での意見を踏まえ以下の項目を附帯意見とする。

- ①経済情勢、事業費等の変化及び国庫補助金制度拡充への対応
- ②市民への理解・周知
- ③段階的値上げの検討
- ④簡易水道料金の早期見直し
- ⑤市全体の支出削減による一般会計繰入金を増額
- ⑥改定率の高い使用者への助成制度の検討
- ⑦老朽管の管路更新率の向上

## 3 今後のスケジュール

### 3-1 今後のスケジュール（予定）

令和7年度からの水道料金改定に向け、下記のスケジュールで準備を進めます。

年度	月	内 容
R6	10月	●答申（委員長→市長） ●新料金体系市長決裁 ●市議会経済建設常任委員会への中間報告（検討委員会結果）
	11月	●沼田市水道事業給水条例改正（案）作成（法規審査委員会） ●市議会へ新料金体系説明 ●答申結果HP掲載
	12月	●改正給水条例議会上程→議決
R7	1月	●改正給水条例告示 ●市民周知開始（広報掲載、チラシ全戸配布、HP更新等） ●水道料金システム改修（～3月）
	4月	●新料金体系開始
	7月	●新料金体系での初検針
	9月	●新料金体系での納付書発送